

令和 8 年 第 2 0 回 定 例 公 安 委 員 会 会 議 録

開 催 日 時 令和 8 年 7 月 2 日（木）午前 1 1 時 3 5 分～午後 2 時 1 5 分

開 催 場 所 警察本部

第 1 定例会議

1 開催時間 午後 1 時 3 0 分～午後 1 時 5 1 分

2 出席者

公安委員会 久本委員長 笠田委員 杉原委員

警察本部	梅田警察本部長	渡邊警務部長	渡邊首席監察官
	山柝生活安全部長	細田刑事部長	宮田交通部長
	永島警備部長	山田警察学校長	永井情報通信部長
	生田警務部参事官		

（事務局等～柳原公安委員会補佐室長、総務課員）

3 議題事項

4 報告事項

- 鳥取・島根県警察合同による広域緊急配備訓練の実施（生活安全部）
- タクシー強盗殺人事件の街頭広報等の実施（刑事部）
- 警察署長に対する無線中継所概況説明の実施（情報通信部）

（ 1 ） 鳥取・島根県警察合同による広域緊急配備訓練の実施（生活安全部）

警察本部

重要事件発生時に、鳥取県警察と島根県警察の通信指令室相互の連携を図り、各種手配等の練度の向上や、無線通話技能、事案対処能力の向上を図ることを目

的として、毎年島根県警察と実施している訓練であり、今年は6月19日に両県警察から車両5台、人員28人が参加し、ブラインド方式で実施した。

訓練の内容については、境港警察署管内の駐在所において、来訪者を装った被疑者が、対応をした警察官の拳銃奪取を図るも未遂に終わり、車両で逃走したという強盗未遂事件が発生し、県内の緊急配備を発令した後、島根県への波及が予想され、島根県警察に広域緊急配備を発令した。その後、被疑者が島根県内で検問を突破したことから、島根県内を検索していたところ、島根県警察の警察官が被疑者を発見し、職務質問を行ったものであるが、その際警察官に対し暴行したため、公務執行妨害の現行犯人として逮捕するという流れとなった。

指令室における訓練項目は、重要事件受理時の飛び越え無線報告要領、県内の緊急配備の発令と広域緊急配備の発令、無線モニターの設定、県間無線リンク設定等の各種システム操作が主で、訓練を通じて、改めて手順を確認することができた。訓練参加者からも、「育休明けでの訓練参加だったが、被疑者検挙までの一連の動きを見て勉強になった。」、「両県警察の連携を図ることができる有意義な訓練だった。」、「島根県警察の現場警察官の統制の取れた動きが非常に勉強になった。」、「隣接県の地理把握の必要性を感じた。」などの意見があり、有意義な訓練となった。今後は、他の隣接県との同様の訓練を予定しており、引き続き広域事件への対応が適切に行えるよう、練度の向上を図っていく。

委員

最近は、トクリュウによる犯罪等、県境をまたぐ事案が多いと感じており、そうした中で、今回の訓練は非常に有意義な内容となったと思う。広域訓練の重要性をしっかりと認識し、他の隣接県との訓練も積極的に行っていただきたい。

委員

トクリュウによる強盗事件は、いつ発生するか分からない。訓練を通じてチームワークを深めていただき、県をまたいでも迅速適確な捜査活動が行えるように努めていただきたい。

委員

平素から実戦的な訓練をすることの重要性を感じた。今回のように、各署や県境をまたいだ連携の大切さを改めて感じたところであり、訓練を通じて、現場での即応力、対応力が向上すると思う。継続して訓練を実施し、現場での実行力を高めていただきたい。

(2) タクシー強盗殺人事件の街頭広報等の実施（刑事部）

警察本部

平成21年7月17日に鳥取市立川町6丁目地内において発生したタクシー強

盗殺人事件に関する情報を広く求めるための街頭広報を実施する。街頭広報は、7月17日午後0時から午後1時までの間、JR鳥取駅北口及び南口周辺において行うものと、同日午後4時30分から午後5時30分までの間、イオンモール鳥取北店、スーパーセンタートライアル鳥取大杵店及びイオンモール日吉津店の出入口等において行うものを予定している。街頭広報では、JR鳥取駅、イオンモール及びトライアルの施設利用者に対して、携帯ティッシュを配布するとともに、鳥取市内をパトカーで流動し、広報を行う。また、県下の警察署においても、鳥取市内の街頭広報実施に併せ、パトカーの車載スピーカーで放送しながら自署管内を流動して、情報提供を呼び掛けることとする。

本年は、7月1日から7月30日までの間、交通量が多い鳥取駅前及び鳥取市天神町の交差点に設置のデジタルサイネージに情報提供を求める映像を流し、より多くの情報を求めることとしている。

令和5年度に捜査特別報奨金対象事件に指定されたことを受け、ユーチューブの鳥取県警察公式チャンネルに事件概要や情報提供を求める動画を掲載したり、フェイスブック等の各種インターネット媒体を利用したりするなど、広報活動にも力を入れている。これまでに、広報を受けてマスコミからの特集記事の取材依頼や、一般の方からも新たな情報が寄せられるなど、広報を行うことによって県民の関心が呼び起こされる事例があり、今後も適宜効果的な広報を行うことにより情報の裾野を広げ、事件解決に結び付けたいと考えている。

委員

住宅街での事件であり、現場周辺は防犯カメラの設置が少なく捜査が難航していると承知しているが、鳥取県警では、長年に渡って工夫を凝らした捜査をしていただいております、敬意を示したい。県民としては、何とか検挙してもらいたいと思うところであるが、長い年月が経つ中で、鳥取県警の諦めない捜査の姿勢を見せていただくことが心の支えの一つになっている。引き続き、検挙に結び付けるための広報や捜査等をお願いしたい。

委員

一日でも早い事件解決を願っている。毎年広報をしていただいております、鳥取県警察の諦めない気持ちが事件解決につながっていくと思う。今後も継続した広報、捜査をお願いします。

委員

事件内容が記されたホームページを見させていただいたが、事件解決に向け、県民の記憶を呼び起こすための工夫がなされており、新たな情報提供につながる意義深い取組だと受け止めている。粘り強い捜査こそが犯人を追い詰め、確保につながると信じている。継続して頑張ってもらいたい。

(3) 警察署長に対する無線中継所概況説明の実施（情報通信部）

警察本部

警察無線中継所は、警察活動を行う上で重要な施設であり、平時はもとより、大規模自然災害発生時等、有事においてもその機能を維持し、警察通信システムを安定して稼働させなければならない。地震、落雷などの自然災害や、電力会社のシステム障害等による長期停電、不審者の侵入による破壊工作など、通信回線や情報通信システムに被害が生じ、無線中継所が機能不全に陥った場合、警察活動に与える影響は計り知れないものとなる。

情報通信部にあっては、24時間365日、警察の生命線である警察通信を途絶えさせないための監視や定期的な点検などの保全業務、保守を担当する職員のスキルアップを図るための教養・訓練を行っている。県警察においても、無線中継所に対する警戒措置を講じていただいているものと承知している。この度、春の定期人事異動により、県下の警察署長の異動があり、無線中継所を管轄する警察署長に対し、実際に無線中継所の位置を確認していただくとともに、無線中継所の施設概要の説明、警報装置が異常発報した場合の警ら確認の協力を求めるため、機動通信課長と機動通信課通信現業管理官がともに上山し、無線中継所の視察を行った。各警察署長は、通信現業管理官から無線中継所の位置関係、各無線装置の概要・サービスエリアなどの説明を受けるとともに、電力喪失時の発動発電機による機能維持、非常用電源車による電源供給など、施設内の装置、設備を実際に確認し、無線中継所が警察情報通信の重要施設であることを改めて理解していただいた。屋外燃料タンクの説明では、商用電源喪失時において、積雪や災害発生による土砂崩れなど、車両での上山が困難な場合は、情報通信部職員が燃料タンクを背負い、徒歩にて燃料搬送すること、無線中継所の鉄塔の説明では、スカイレールにフルハーネス型の墜落制止用器具を掛けて高所作業を行っていることなどを説明し、情報通信部の活動の安全対策についても理解していただいた。各警察署長にあっては、中継所設備を興味深く視察され、監視モニターなどの局舎防護対策や自然災害対策、特に発雷時に作動する雷検知装置や耐雷トランスなどの雷害対策などについての質問があったほか、情報通信部の活動について、ねぎらいの言葉をいただいた。今後も、人事異動などの機会を捉え、警察署長等への無線中継所視察を考えている。

委員

警察無線中継所は、警察活動を支える重要拠点であり、不測の事態が起きた際の対応について、各警察署長にしっかり把握していただけたと思う。特に近年は、異常気象による災害が心配され、何が起こるか分からない状況となっている。警察無線の機能がなければ活動ができないということを念頭に、しっかりと対応をお願いしたい。

委員

公安委員も視察をさせていただいたが、実際に見てみないと分からないこともあり、いざという時の対応が迅速に行えるようお願いしたい。

委員

視察をさせていただき、無線中継所が、警察活動を支える通信基盤として、大変重要な施設だということを認識させていただいた。各警察署長においては、施設を知るだけでなく、有事の際に、通信がいかに大切かということ、情報が正確に伝わるのが全ての根幹だということを再認識していただき、平素からの備えや緊急時の通信の確保に理解と協力を深めてもらいたい。

第2 その他の公安委員会活動

1 意見の聴取

2 聴聞

3 事前説明

4 報告事項

- ・お成り警衛の実施について
- ・監察報告

5 決裁

公文書開示請求の受理及び回答について

6 公安委員会委員間の事前検討・協議等

委員長互選

7 公安委員会補佐室からの事務連絡等

公安委員会補佐室から当面の行事予定等について確認と説明があり、了承した。